



新座市選管告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定における選挙権を有する者の50分の1、3分の1及び6分の1の数は、次のとおりである。

令和8年6月1日

新座市選挙管理委員会  
委員長 鈴木 茂



- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第4条第1項及び第5条第1項における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 2,752人
- 2 地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 45,864人
- 3 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項、第5条第15項における選挙権を有する者の総数の6分の1の数 22,932人